

(3) 助成金額について

Q3- 1 助成金額の年齢区分は、いつ時点の年齢で判断するのですか？

Q3- 2 個人事業主と契約する場合、市内事業者と市外事業者どちらの扱いになりますか？

Q3- 3 分離発注で新築する場合、市内事業者と市外事業者どちらの扱いになりますか？

Q3- 4 中古住宅を個人売買で購入したのですが、この場合市内事業者か市外事業者かはどのように判断するのですか？

Q3- 5 土地代金と建物代金が合算された金額で中古住宅を購入しました。この場合、土地と建物それぞれの金額が不明ですが、どうすればいいのですか？

Q3- 6 ビルトインガレージの工事金額が契約金額に含まれている場合、対象外経費はどのように算出すればいいのですか？

Q3- 7 令和4年4月1日以降に三沢市に転入しましたが、以前も三沢市に住んでいたことがあります。この場合でも転入加算の対象になりますか？

Q3- 8 令和6年3月31日に三沢市から転出しました。その後令和7年4月1日に三沢市に転入した場合、転入加算の対象になりますか？

Q3- 9 助成金の事前審査申請後に子どもが生まれる予定ですが、その子どもは加算の対象になりますか？

(3) 助成金額について

Q3-1	助成金額の年齢区分は、いつ時点の年齢で判断するのですか？
A	令和7年4月1日時点の年齢で判断します。
Q3-2	個人事業主と契約する場合、市内事業者と市外事業者どちらの扱いになりますか？
A	個人事業主との契約の場合、原則、三沢建築組合の事業所組合員である者との契約のみを助成金の対象としておりますので、三沢市内に事業所がある場合は、市内事業者として扱います。
Q3-3	分離発注で新築する場合、市内事業者と市外事業者どちらの扱いになりますか？
A	分離発注により住宅を取得する場合は、本助成金の対象となりません。
Q3-4	中古住宅を個人売買で購入したのですが、この場合市内事業者か市外事業者かはどのように判断するのですか？
A	個人間の売買（宅地建物取引業者を介さない当事者同士による取引）により住宅や土地を取得した方は、助成対象者となりません。 なお、中古住宅を購入した場合の事業者の別は、仲介業者で判断します。
Q3-5	土地代金と建物代金が合算された金額で中古住宅を購入しました。 この場合、土地と建物それぞれの金額が不明ですが、どうすればいいですか？
A	土地と建物それぞれの金額に対して助成金額が決まっておりますので、合算されている場合は、土地と建物それぞれの金額が分かる書類の提出をお願いしております。なお、土地と建物それぞれの金額を記した書類は、宅地建物取引業者が発行したものとします。
Q3-6	ビルトインガレージの工事金額が契約金額に含まれている場合、対象外経費はどのように算出すればいいですか？
A	ビルトインガレージ分の工事内訳明細書がない場合は、面積で按分計算をします。 $\text{契約金額} \times (\text{ガレージの延床面積} \div \text{全体の延床面積}) = \text{対象外経費金額}$
Q3-7	令和4年4月1日以降に三沢市に転入しましたが、以前も三沢市に住んでいたことがあります。この場合でも転入加算の対象になりますか？
A	令和4年4月1日以降の当市への転入日とそれ以前の当市からの転出日により判断します。転入した年度の前年度又は前々年度に三沢市から転出した方は対象となりません。

Q3-8 令和 6 年 3 月 3 1 日に三沢市から転出しました。
その後令和 7 年 4 月 1 日に三沢市に転入した場合、転入加算の対象になりますか？

A 対象となりません。
令和 4 年 4 月 1 日以降に三沢市に転入した場合でも、転入した年度（令和 7 年度）の前々年度（令和 5 年度）に三沢市から転出した方は対象となりません。

Q3-9 助成金の事前審査申請後に子どもが生まれる予定ですが、その子どもは加算の対象になりますか？

A 令和 7 年 4 月 1 日現在、1 8 歳未満の子どもが子ども加算の対象となりますので、申請後に生まれる予定のお子さまは対象となりません。